

ひきこもり家族教室のご案内

三重県こころの健康センター（ひきこもり地域支援センター）では、ひきこもりについて正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し、学ぶ場として「家族教室」を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

期間：平成29年7月から平成30年1月（全4回シリーズ）

基本奇数月第2木曜日 14時から16時まで

場所：三重県こころの健康センター
ストレスケアルーム
三重県津庁舎 保健所棟2階
（津市桜橋3丁目446-34）

対象：ひきこもり等でお悩みのご家族（家族教室への参加が初めて、もしくは家族教室に参加されて概ね2年未満の方）（支援関係者の方もご参加いただけます）

定員：10名程度

内 容：

①	7月13日	オリエンテーション 「ひきこもり」とは センター職員 家族のグループセッション
②	9月14日	三重県立こころの医療センター 臨床心理士 榊原規之氏
③	11月9日	ひきこもり当事者の体験発表 特定非営利活動法人よすが 就労継続支援 B型・日中一時支援事業所いーばしょ 職員・利用者
④	平成30年 1月11日	地域の社会資源と社会参加について センター職員

※内容・場所は予告なく変更することがありますので、ご了承ください。
※途中の回から参加することも可能です。なるべく継続参加をおすすめします。
※初回参加の方は、事前に概要説明のため、個別相談をおこないます。
※支援関係者の方で、参加を希望される場合は、事前にご相談ください。

申込み先：三重県こころの健康センター TEL (059) 223-5243
担 当：西川・藤谷

「三重おもいやり駐車場利用証制度」利用証の更新について

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び難病の方がお使いの利用証の有効期限は5年です。利用証に表示されている有効期限をご確認のうえ、有効期限までに更新手続きを行ってください。有効期限の3か月前（平成29年9月末が有効期限の利用証をお持ちの方は、平成29年7月1日）から、朝日町役場保険福祉課の窓口で手続きできます。

また、平成29年7月から身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び難病の方の利用証の有効期限を廃止します。平成29年6月以前に利用証の交付を受けた方は、更新手続きを行っていただくことで利用証の交付要件に該当しなくなるまでお使いいただけます（更新手続きについては、有効期限の3か月前からの手続きとなります）。

なお、障がいの等級の変更等により交付基準に該当しなくなった場合は、朝日町役場保険福祉課の窓口にご利用証を必ず返却してください。詳しくは、朝日町役場保険福祉課 TEL：377-5659 FAX：377-2790または県地域福祉課 TEL：059-224-3349 FAX：059-224-3085 E-mail：ud@pref.mie.jpまで
ホームページ：<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526.htm>

○更新手続きの際は、要件が確認できる下記に記載の「確認書類」とお持ちの「利用証」をお持ちください。

区 分	確 認 書 類
①身体障がい者	身体障害者手帳
②知的障がい者	療育手帳
③精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳
④要介護高齢者	介護保険被保険者証
⑤難病の方	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券
⑥その他	医師の証明書

※⑥の医師の証明書により交付する場合は、証明書に記載の歩行が困難な期間（最長5年）で有効期限のシールを交付します。
※妊産婦等に交付する利用証は更新できません。

国民年金からのお知らせ

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、朝日町役場町民環境課へご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から30歳未満から50歳未満に拡大されています。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、町民環境課または年金事務所へご相談ください。